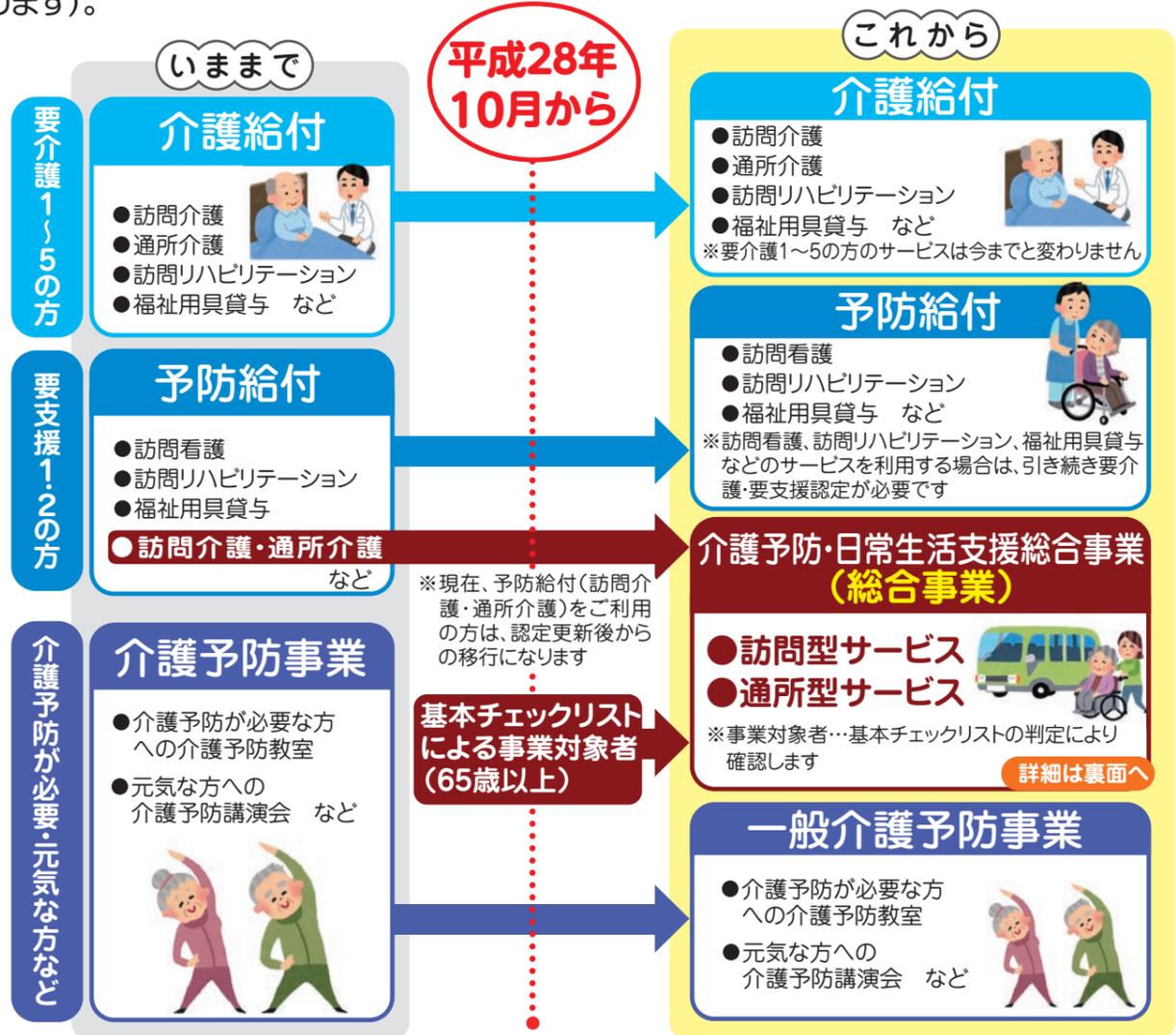


平成28年 10月から
介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるようにするには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態にならないことが大切です。そのための仕組みとして、平成27年度に介護保険制度が改正され、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が創設されました。市では、平成28年10月から総合事業を開始し、高齢者を支える体制を整備していきます(総合事業の実施時期やサービスの種類などは、自治体により異なります)。

総合事業が始まると、ここが変わります

- 1 予防給付の「訪問介護」・「通所介護」は、総合事業の「訪問型サービス」・「通所型サービス」に変わります。
- 2 今までの予防給付の訪問介護・通所介護と同程度のサービスに加え、市独自の基準による訪問型サービス・通所型サービスを開始し、利用料を軽減します。
- 3 総合事業の訪問型サービス・通所型サービスのみを利用する場合は、要介護・要支援認定を受けなくても、基本チェックリスト(質問票)の判定を受けることで、サービスを利用できます。



訪問型サービスの新たな担い手として「調布市高齢者家事援助ヘルパー」になりませんか



「調布市高齢者家事援助ヘルパー」は、市が定める研修を受けた市独自のヘルパーです。介護福祉士などの資格を持っていない方でも、総合事業の訪問型サービスのヘルパーとして働くことができます(家事援助のみの提供)。研修では、高齢者に関する基礎知識や家事援助の技術などを学び、ヘルパーに必要な知識を身に付けます。健康づくりや社会貢献のためにヘルパーになりませんか。詳細は、別途、市報などでお知らせします。また、高齢者支援室高齢福祉担当でもご案内します。

研修の内容	
研修時間	約20時間(7日間で受講)+実習
実施回数	年3回程度
受講資格	調布市在住
カリキュラム	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者福祉制度や高齢者の現状を理解する研修 ●認知症などを理解する研修 ●家事援助を理解する研修 ●実習
募集費用	研修日程や募集については別途お知らせ 無料

総合事業のサービス

総合事業などを利用するには

1 訪問型サービス(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除など)を行います。

ア 国基準による訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護と同じサービスで、有資格者のヘルパーが身体介護(食事や入浴の介助など)と生活援助を行います。

月当たりの自己負担の目安(1割負担の場合)

週1回程度の利用	1,291円
週2回程度の利用	2,581円
週2回超の利用	4,093円

イ 市独自の基準による訪問型サービス

有資格者のヘルパーのほか、「調布市高齢者家事援助ヘルパー」が生活援助を行います。

月当たりの自己負担の目安(1割負担の場合)

有資格者のホームヘルパー(週1回程度の利用)	1,162円
調布市高齢者家事援助ヘルパー(週1回程度の利用)	1,032円

2 通所型サービス(デイサービス)

通所介護施設で、運動機能向上プログラムなどにより身体機能の維持・改善を図ります。

ア 国基準による通所型サービス

これまでの介護予防通所介護と同じサービスを行います。

月当たりの自己負担の目安(1割負担の場合)

要支援1	1,759円
要支援2	3,607円

イ 市独自の基準による通所型サービス

1時間30分以上3時間未満の短時間のサービスと、3時間以上の長時間のサービスがあります。

月当たりの自己負担の目安(1割負担の場合)

長時間・送迎有(週1回程度)	1,583円
長時間・送迎無(週1回程度)	1,221円
短時間・送迎有(週1回程度)	1,503円
短時間・送迎無(週1回程度)	1,159円

※訪問型サービス・通所型サービスは、地域包括支援センターが作成するケアプランにより利用回数や利用時間が決まります。また、個別サービスの追加利用により、自己負担額が増加する場合があります

心身の状態などを確認しますので、お気軽に高齢者支援室高齢福祉担当、または、各地域包括支援センターにご相談ください。

総合事業を利用できる方

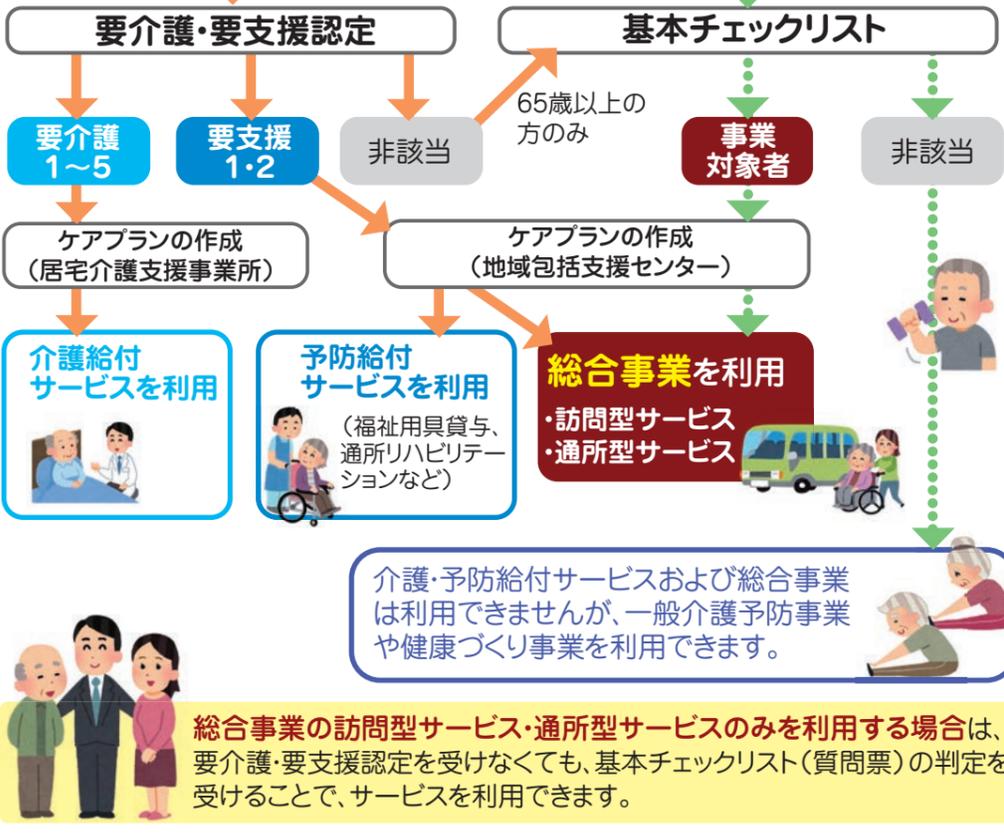
- ① 要支援1・2の方
- ② 65歳以上の方で、基本チェックリストによる判定の結果、事業対象者としての基準に該当した方

こんな方は

- ① 要介護・要支援認定が必要で、サービスを利用したい方
- ② 要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち、認定の更新を希望する方
- ③ 第2号被保険者(40~64歳)

こんな方は

- ① 要支援1・2の方で、認定更新時に予防給付の「訪問介護」「通所介護」のみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方
- ② これまでサービスを利用したことがない65歳以上の方で、訪問型サービス・通所型サービスのみを利用したい方



一般介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発教室

運動を中心に、栄養・口腔・認知症に関する介護予防の講話を行います。

(2) 介護予防に関するイベント

介護予防講演会や、保健師が生活習慣などを簡単にチェックする「おたっしゃ健診」を行います。

対象者：65歳以上の方で、要支援・要介護になるおそれの高い方や、事業内容に興味のある方

※開催の日程や詳細は、別途、市報などでお知らせします。また、高齢者支援室高齢福祉担当や各地域包括支援センターでもご案内します



お気軽にご相談ください

高齢者支援室高齢福祉担当 ☎042-481-7150(総合事業担当)

調布市地域包括支援センター一覧	名称	住所	電話番号	担当地区
	はなみずき	深大寺北町4-17-7	042-441-5763	深大寺東町1・4~8丁目、深大寺北町、深大寺元町
	ちょうふの里	西町290-5	042-441-6655	富士見町、西町、野水、飛田給1丁目、上石原1丁目、下石原1丁目
	せいじゅ	上石原3-54-2	042-483-1358	飛田給2・3丁目、上石原2・3丁目、多摩川、染地1丁目
	ちょうふ花園	下石原3-44-1	042-484-2285	小島町2・3丁目、布田3~6丁目、下石原2・3丁目
	調布八雲苑	八雲台1-22-1 1階	042-484-8011	小島町1丁目、布田1・2丁目、八雲台、佐須町3丁目、調布ヶ丘
	至誠しばさき	菊野台1-52-4	042-488-1300	柴崎、菊野台1丁目、深大寺南町、深大寺東町2・3丁目、佐須町1・2・4・5丁目
	ときわぎ国領	国領町8-2-65	050-5540-0860	染地2・3丁目、国領町7・8丁目(8丁目1・4番地を除く)
	ゆうあい	国領町3-8-1	042-481-4973	菊野台2・3丁目、国領町1~6丁目、国領町8丁目1・4番地
	つつじヶ丘	東つつじヶ丘1-5-2	03-5315-5400	東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、入間町2・3丁目
	仙川	若葉町2-22-2	03-5314-0030	仙川町、緑ヶ丘、若葉町、入間町1丁目



地域包括支援センターは、高齢者やその家族のための総合相談窓口です。

総合事業の相談に限らず、日々の生活や介護についての心配事や悩み事、分からない事などがありましたら、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。